

令和 6 年度中に策定・変更予定の計画等

計画等の名称	計画期間	区分	備考（根拠法令、上位計画等）	所管部局名 所管課名
波海子ども・若者プラン	令和 7 年度～ 令和11年度	策定	◆令和 6 年度中に策定 ◆滋賀県において取り組むべき子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画。（「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。） ◆併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画。 ・子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（義務） ・子ども・若者育成支援推進法第 8 条に規定される「都道府県子ども・若者計画」（努力義務） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」（努力義務） ・次世代育成支援対策推進法第 9 条に規定される「都道府県行動計画」（任意） ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」（努力義務） ・こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」（努力義務） ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画（任意）	子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課
しがの学びと居場所の保障プラン	未定	変更	◆令和 5 年 3 月31日文部科学省初等中等教育局長通知に基づく「誰一人取りに越されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を受けて、令和 6 年 3 月に当県プランを策定 ◆本年度協議会等で検証を行いながら一部見直しを行う予定	子ども若者部 子どもの育ち学び支援課
滋賀県児童虐待防止計画	令和 2 年度～ 令和11年度	変更	「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（厚生労働省通知）に基づく社会的養育推進計画	子ども若者部 子ども家庭支援課
滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画	令和 7 年度～ 令和11年度	策定	根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第 2 条の 3）	子ども若者部 子ども家庭支援課

次期淡海子ども・若者プランの策定について

1 策定（変更）の趣旨

本県における子ども政策の総合的な計画として、令和 2 年 3 月に「淡海子ども・若者プラン」を改定し、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として事業を実施している。

この間、国においては、こども家庭庁の設置、こども基本法の施行やこども大綱の策定をはじめとして、各種の施策を講じるなど、子ども政策に重点的に取り組んでいる。本県においても、「子ども・子ども・子ども」を県政の柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築なども含め、子ども政策の一層の拡大を図っているところ。

これらの状況を踏まえ、現プランの計画期間の終期である令和 6 年度末までに次期計画を策定するため、必要な検討を行う。

2 計画の枠組

（1）計画期間：令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）（5 年間）

（2）計画の位置づけ

滋賀県において取り組むべき子ども政策を総合的かつ計画的に推進するための計画とする。併せて、関係法に基づく以下の計画の位置付けも併せ持つ計画とする。

- ・子ども・子育て支援法第 62 条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第 8 条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定される「自立促進計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第 9 条に規定される「都道府県行動計画」
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」
- 追加・こども基本法第 10 条に規定される「都道府県こども計画」
- 追加・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

3 策定までの進め方

滋賀県子ども若者審議会からの答申を踏まえて、計画を策定する。

策定にあたっては、滋賀県子ども政策推進本部における議論を踏まえ、子ども、教育、福祉、医療、労働等の分野横断的な計画とするとともに、こども基本法の趣旨を踏まえて、計画策定過程において子どもの意見を聞くこととする。また、現在検討中の「（仮称）滋賀県子ども基本条例」の趣旨に沿った計画とする。

4 今後のスケジュール

令和 6 年 8 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン骨子案）

令和 6 年 10 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン素案）

令和 6 年 12 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン原案）、パブコメ

令和 7 年 3 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン最終案）

しがの学びと居場所の保障プランの変更（見直し）について

1 見直しの趣旨

令和 5 年 3 月 31 日に文部科学省において、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）がとりまとめられたことを受け、不登校状態にある子どもが安心して学び育つための支援をとりまとめ、「しがの学びと居場所の保障プラン」を令和 6 年 3 月に策定。

プランにおいて、「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるように、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としていることから、今年度一部変更（見直し）を行う。

2 これまでの経過

令和 5 年 3 月 31 日	文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）とりまとめ
令和 5 年 4 月 ～ 令和 6 年 3 月	市町教育委員会生徒指導担当者会（5 回） 滋賀県不登校対策庁内会議（2 回） 不登校対策にかかる懇話会（2 回） 首長会議（3 回） こども政策推進本部（2 回） 都市教育長会 町村教育長会 定例教育委員会
令和 6 年 3 月	「しがの学びと居場所の保障プラン」策定

3 変更（見直し）の進め方

- ・今後、有識者、関係団体、市町等で構成する「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」を設置。
- ・プランに基づく今年度の取組状況等を踏まえ、子どもの状態に応じた具体的支援策について上記協議会等の意見を伺いながら検討を進め、プランへの反映を行う。

4 今後のスケジュール

令和 6 年 10 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン変更骨子案）
令和 6 年 12 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン変更素案）
令和 7 年 3 月 教育・子ども若者常任委員会報告（プラン変更最終案）

滋賀県児童虐待防止計画の策定について

1 策定の趣旨

- 本県では、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を進めていくため、令和2年3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を改定し、令和11年度までの10年間を計画期間として事業を実施している。
- こうした中、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされ、令和6年3月にこども家庭庁より、既存の計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを期間とする新たな計画を策定するよう通知があったところ。
- こうした状況を踏まえ、取組の一層の促進を図るため、現行プランの進捗状況を検証するとともに、内容の見直しを行い、令和7年度以降の計画を策定する。

2 計画の枠組

- (1) 計画期間：令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)(5年間)
- (2) 計画の位置づけ
 - 「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
 - 「淡海子ども・若者プラン」を推進するための実施計画
 - 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(こども家庭庁通知)に基づく社会的養育推進計画

3 策定までの進め方

滋賀県子ども若者審議会社会的養護検討部会における検討、当事者である子どもならびに市町および関係機関・団体等からの意見を踏まえて、計画を策定する。

4 今後のスケジュール

- 令和6年10月 教育・子ども若者常任委員会報告(計画骨子案)
- 令和6年12月 教育・子ども若者常任委員会報告(計画原案)、パブコメ
- 令和7年3月 教育・子ども若者常任委員会報告(計画最終案)

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する 基本計画の策定について

1 策定の趣旨

- 本県では、令和2年3月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を改定し、令和2年度から5年間を計画期間として、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる取組を進めてきたところ。
- DVを背景とする児童虐待事案の増加や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正などを踏まえ、DV被害者の保護対策の強化を図る必要があることから、計画期間の満了に合わせて次期計画を策定する。

2 計画の枠組

- (1) 計画期間：令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）（5年間）
- (2) 計画の位置づけ
 - DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

3 策定までの進め方

DV被害者支援を担う実務者等から構成される計画検討委員会および行政機関、民間団体等の代表者から構成される協議会における議論、市町からの意見を踏まえて計画を策定する。

4 今後のスケジュール

- 令和6年10月 教育・子ども若者常任委員会報告（計画骨子案）
- 令和6年12月 教育・子ども若者常任委員会報告（計画原案）、パブコメ
- 令和7年3月 教育・子ども若者常任委員会報告（計画最終案）